

回 (年度)	問 題
第66回 (28年)	<p><b>問1</b> 平成28年5月某日、あなたは、居住者Aから、「近日、海外に移住する予定だが、平成28年分（以下「本年分」という。）の所得について所得税の手続は何が必要か。」との質問を受けた。</p> <p>あなたは、これに対してどう答えるべきか、次の点についてそれぞれ説明しなさい。</p> <p>1 仮に居住者Aが、納税管理人の届出をすることなく海外に移住する場合に、本年分の所得税に係る手続について、確定申告の種類ごとに概要を説明しなさい。</p> <p>（注）「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」に関することは説明する必要はありません。</p> <p>2 居住者Aが海外に移住する際、有価証券等の資産を所有等している場合に、適用される所得税の課税の特例（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）の概要について説明しなさい。</p> <p>なお、説明に当たっては、納税管理人の届出の有無による相違点、当該特例が適用除外となる要件及び当該特例の適用がなかったものとするところができる場合についても併せて説明しなさい。</p> <p>（注）「納税猶予」及び「減額措置」に関することは説明する必要はありません。</p> <p><b>問2</b> 居住者が有する事業の遂行上生じた債権以外の債権について、その回収が不能となった場合における所得税法上の取扱いについて説明しなさい。</p>